

令和4年度第3回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和5年1月18日（水）10時50分

場 所：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会	本田会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。 (さいたま市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となる。)
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名中、浅子幹夫委員が所用により欠席、本日の出席委員は20名、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号18番 横山敏夫委員、議席番号19番 杉山起司委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第10号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書（案）について、事務局より説明。 (質疑応答) (小林委員) 資料に、「行政庁の違法又は不当な処分」と記されているが、「違法」と「不当」はどういうふうに違うのか。 資料に引用された判例で、「農地転用許可によって隣接農地の日照等が阻害されても、それは許可自体によってもたらされる法律上の効果ではない」とあるが、実際の委員活動の中での事例として、農地転用の許可後に事業者が塀を立てたことで隣接農地の日照が阻害されたことについて、「農業委員会が許可した結果そうなった」という見方をされてしまった案件があり、苦慮している。 (高松委員) 「違法」とは法令違反を指す。「不当」とは、法令違反とまでは言えないが実質的に妥当性を欠くことをいう。 不服を申し立てる側から見れば、判例上は「隣接農地の日照等が阻害されても許可自体に違法性はなく法律上の効果ではない」と言っても、農業委員会でもそこをしっかりと見てほしいという話になりうる。しかし、審査する農業委員会の側から見ると、日照等についてどれだけの審査権限が農業委員会に与えられているのか。農業委員会として審査、判断する権限があり関与できる範囲内であれば、その審査が不十分だったのではないかということでも不服申し立てが出てくることも理解できる。例えば、とんでもない高さの塀を立てる計画だったら、周辺農地への影響という観点から農業委員会が審査し、関与できるかもしれない。しかし基本的には、日照については農業委員会として審査権限がなく関与できない。農業委員会として不服申し立てを正面から受けて立つことができる範囲は、農業委員会として審査権限を持って関与できる範囲と表裏一体であると考えられる。 (採決) 議案第10号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書（案）について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。

<p>6 そ の 他 (事務局)</p> <p>7 閉 会</p>	<p>採決後、事務局より、弁明書及び証拠書類を審査請求人に簡易書留で送付すること、また、反論書の提出期限、及び請求人の権利（口頭意見陳述の申し立て等）についても併せて通知すること、について説明。</p> <p>なし</p> <p>石川会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
---------------------------------------	--